

ビニリデン協だより

2006.2

欧州環境事情雑感

環境問題コンサルタント
望月浩二
ドイツケルン市在住



ドイツそして欧州の最近の環境事情の中から二、三の話題について報告する。重要度から選ぶと、2005年11月17日の欧州議会でEUの新化学品規制である“REACH(法形式としてはEU指令ではなく、EU規則)が多くの修正付きで可決されたことにまず触れるべきであろう。REACHとは何かとか、この日の欧州議会での可決そのものについては



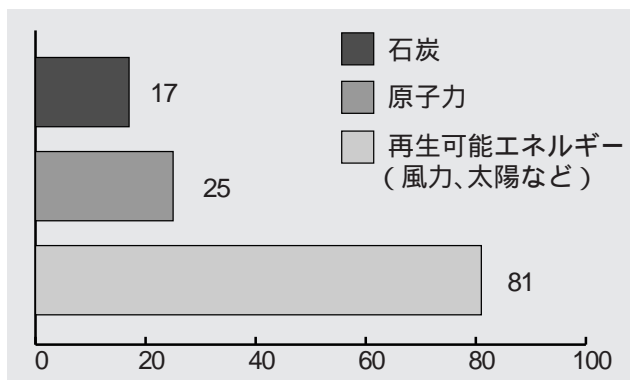
2005年11月17日、ベルリンでのドイツ・グリーンピースのREACHデモ (<http://www.greenpeace.de/>)

日本でも報道されたと思われるが、ここでは、ドイツのこの日の報道でもっとも印象に残ったことについて述べる。それはドイツ・グリーンピースがベルリンで仕掛けた6人の妊婦によるデモだ(左の写真)。臨月の大きいお腹に書かれた文字は「私のお腹は化学サイトじゃない」という意味で、グリーンピースのホームページがその意味をこう解説する：「日常生活の場にはリスクが不明な化学物質がうようよしている...」。しかし、それにしても、それを妊婦の大きいお腹のデモに仕立てるとするのはさすがにPR活動のプロのやることだと感心したのは筆者だけではあるまい。

ドイツでは2005年11月22日に初の女性首相(物理学者のアンゲラ・メルケル博士)が誕生し、大連立政権が始動したが、この政権の任期である今後4年間のドイツの環境政策はどうなるのか。ここでは環境政策の根幹の一つであるエネルギー政策に話題を絞ると、新政権は前政権がスタートさせた「脱原発と地球温暖化対策の両立」を受け継ぐ方針である(連立協定書、第5章)。前政権は、30年という歳月をかけて原子力発電

(原発)を段階的に廃止する旨を電力業界と協定し(2000年6月)、その内容を新原子力法として法制化した。地球温暖化対策のためには、二酸化炭素を発生しない原発を増やすという手もあることは百も承知で、ドイツはあえて、それとは反対に原発を廃止する道を選んだ。しかもドイツに割り当てられた二酸化炭素の発生削減分を達成しようとした(すでに、現在では割当分達成の寸前にある)。これは大きな挑戦といえる。ドイツのような工業国がこの「両立」に成功するならば、そのインパクトは大きいからだ。前政権は、7年間にわたり、そのために再生可能エネルギー(風力、水力、太陽、バイオマス)および省エネの助成に国を挙げて努力してきた。再生可能エネルギーで発電した電力の買い上げ価格を法律で保証するという施策はその例である。その努力が実って、現在では、エネルギーの総供給量に占める原発の割合が5.7%であるのに対して、再生可能エネルギーの合計が6.4%と、原発を追い越すところまで来ている(連邦環境省プレスリリース、2005年11月2日)。

世論調査結果：ドイツは今後どのエネルギー源の利用を強化すべきか。多重回答可能。値：%。
調査機関 Infratest dimap 調査時点：2006年1月



この施策を支えるのは国民の意思だ(表)。今後、再生可能エネルギーの合計は2020年には20%を予定する。エネルギー政策の分野で、こうした前政権の成果を継承して、同じ方向にさらに邁進する決意のドイツは上述の「挑戦」の実現に向けて前進することになる。なお、新政権の連邦環境相はシグマ・ガブリエル(SPD党)である。

次の話題はアスベスト問題。日本のメディアを通して、この深刻な問題をフォローしていて筆者がまず感ずることは、「いつか来た道」ということ。ダイオキシン問題とのアナロジーだ。つまり、ドイツで80年代の後半にごみ焼却炉からの高濃度のダイオキシン排出が社会問題化して約10年後に日本でまったく同じ問題が噴出した。アスベスト問題も、ドイツでは80年代の後半に大問題となった。当時のドイツの状況は枠内の記述が示すように、かなり深刻なものである。それに似た状況が約15年後の現在の日本で噴出したということ。2005年7月2日の天声人語(朝日新聞)は、『当時(1978)の労働省が、石綿工場の従業員の家族や周辺住民の健康被害について危険性を指摘する

通達を出していた。なのに、国は有効な手を打たなかった。「決定的な失敗」と、今の副大臣が述べたが、公の不作为による「公」害の様相が一段と濃くなってきた。』と述べているが、危険性が分かっているながら云々、という構図が多すぎるのではなからうか。

ドイツでは、アスベスト禁止政令（1991）以前では規制対象が玩具、塗料など7種類の品目に限定されていたが、この政令により、その限定がなくなり、全品目においてアスベストとアスベストを含む調剤ならびに製品の流通が禁止された。理由書によると、この政令以前の規制が労働衛生を主目的としていたのに対し、政令は消費者の健康保護を主目的とする。

危険物質政令の第4次変更政令
(略称：アスベスト禁止政令)のための
199年4月10日付ドラフトの理由書より
(ドイツ連邦環境省):

アスベストは、1970年以来、ドイツ連邦共和国では人体にとって明らかに発ガン性のある物質として分類されている。

... (中略)

発ガン性のある危険物質の内でもアスベストは、職業に起因する致死ガン罹病の原因としてダントツの第一位を占める。1989年には664例のアスベストに起因する職業病に初めて補償金が支払われた。これは1985年と比較すると104%の増加である。初めて補償金が支払われた死亡に至った職業病においてもアスベストによる罹病は1989年に首位で189例を数え、全例の63%を占めた。これは1985年と比べると約90%の増加である。

... (後略)

最後の話題は、英国のきわめてユニークな包装リサイクル政策を紹介する。英国は廃棄物処理および包装リサイクル指令94/62/ECの国内法化に関しては「後発組」と見なすことができる。英国が遅れて設置した回収と活用のシステムでは環境政策的な目的は重要ではなく、それらはE指令の目標をできるだけ安上がりに遵守することに焦点を合わせている。

英国の包装容器廃棄物法では、リサイクル対象容器は消費者が使用廃棄した包装容器を基本的に対象としておらず、容器包装の製造、流通過程で発生した廃棄を対象としている。また、使用済み包装容器の(廃棄物としての)回収と活用については、PRN(Packaging Waste Recovery Note)、及びPERN(Packaging Waste Export Note)と呼ばれる「包装容器再生証明書」の売り買いによる資金負担システムがある。英国では政令で、年間50トン以上の包装材を使用し、且つ年間20万£(4.1億円)以上の売り上げ規模の企業で、素材生産者(包装容器の)、充填業者(包装容器を購入して中身を充填

するいわゆる、製品メーカー)、そして流通販売業者までを対象として、特定事業者と定めている。その特定事業者には、ある一定量の市販した包装材(容器)のリサイクルとリユース(ほとんどはリサイクル)が義務付けられているが、英国の法令では、自社でリサイクル活用しない代わりに、PRNを認定リサイクル事業団が発行し、それを特定事業者が購入すれば、そのリサイクル活用の義務を負わなくても良いことになっており、言い換えれば、このPRN購入システムは、特定事業者にとっては、大変都合の良いシステムとして機能しているとも言えよう。認定リサイクル事業団体とはそのPRNの発行発売の事務代行を行う「協同リサイクル遂行システム(Compliance Scheme)」と呼ばれる組織で、見方によっては、それは英国でのリサイクル事業の自由な競争を促進する役割を果たしている。

またこのシステムでは、それぞれの特定事業者に、それぞれの活用率(リサイクル率)が定められているが、自分自身で使用済み包装容器の回収、活用(リサイクル)を行わなくても、市場と需要との供給関係の中で、PRNを買うことによって、最も安い価格でPRNを購入し、コスト負担を最小に出来る仕組みとなっている。

例えば、2003年度の英国におけるプラスチックの廃棄物発生量は1,792千トンであったが、その内、活用(リサイクル)量は、32千トンで、活用率は17.9%であった。また、同年のプラスチックのPRN及びPERNの購入実績は2,250千£(4億66百万円)であったことから、プラスチックの活用単価(購入金額を活用量で割る)は7.0£(1,449円)/トンとなり、これは国際比較すると非常に低い活用価格である。その大きな理由は、英国は活用(リサイクル)数量実績の中に実際は活用されていないにも拘わらず、特定事業者のPRNの購入によって「実績」化されたように見える活用(リサイクル)数量が含まれていること、及び活用された包装廃棄物の大部分が企業内リサイクルである(消費者段階は含まれていない)ことに因るもの、と推定される。

DEFRA(英国の「環境・食料・農村地域省」)の調査結果によると、PRNを販売する活用(リサイクル)業者が、活用の実態がないにも係わらず、PRNのみを特定事業者に発行・販売している(英国の法令、システムとしては合法であるが)実態が大規模に裏付けられている(DEFRA News Release 297/03; DEFRA Plaster)。つまり、この事は大げさに言えば、「詐欺紛い」に他ならないという誤解を招く結果にも繋がる。

また英国では、廃プラスチック材からリサイクル再生品を作る場合、どちらかと言えば高付加価値再生品化の比率が低く、結果的には「価値の低い活用(リサイクル)プロセス」に依存しているのが実態ではなからうか?例えば、廃プラスチック材から植木鉢の様な再生付加価値の高くない製品、言い換えればバージン原料よりも著しく価値

が低いものがそれに相当する。

本来のFRNシステムの目的は、市販された包装容器の廃棄物発生量に対して、その実活用（リサイクル）率を高めることにあるので、特定事業者は、包装容器の「無駄を省く」設計改善によって更に廃棄量の削減を推進しなければならない。しかし、現状のFRNの価格を見ると、この削減傾向も「極わずか」に過ぎないことが窺える。

すなわちドイツでは、2005年、1トンのプラスチック包装のために1,403€（199千円）のグリーンポイントというライセンス料金を支払っており、廃棄物削減の「効果」は支払い金額の節約になる。しかし、例えば英国の包装容器の充填業者は、9年には彼らが上市販売した包装容器の廃棄量の37%をリサイクル活用義務として要求されていたのに対して、2005年は22%にダウンしている。更に英国の充填業者の負担はプラスチック包装1トン当たり0.57£（ユーロ換算：0.81€=115円）しか支払わなくて良い。ドイツの支払い金額の節約に対して、この価格は節約と言う事実（実態）に値するのであるか？ この「違い」（ドイツ：1,403€/トン、英国：0.81€/トン ドイツは英国の173倍）は非常に明確である。

環境分野でドイツ人を実直とするならば、英国人は何と形容すれば適切だろうか。しかし、それはともかく、そのような英国人の姿勢が狂牛病や、口蹄疫を世に送り出す遠因になったのではないかとも思われる。〔以上〕

【筆者の略歴】 望月浩二（もちづきこうじ）、1947年生まれ。

69年早稲田大学理工学部応用物理学科卒業。

8年間のエンジニア実務体験の後、退職し、7年からドイツのケルンに在住。ドイツ及び欧州の環境規制の調査・コンサルティング業を営む。

協議会の活動 (2004.11~ 2006.1)

2004年					
11月	1	・第一分科会	4月	4	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会
	2	・ブラ処理協 / 関係業界団体事務局連絡会		6	・総務委員会
	8	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会			・日本食包研 / 研究例会
	9	・技術委員会 ATBC-WG			・ポリ衛協 / 関係団体事務局連絡会
		・広報分科会		13	・技術委員会 ATBC-WG
	16	・望月氏との懇談会「ドイツ(欧州)環境規制の動向、他」		13~ 16	・日報イベント / A-PACK大阪 2005
	17	・技術委員会 ATBC-WG		21	・技術委員会 ATBC-WG打合せ
	18	・塗剤・コート部会		22	・環境省 / 化学物質環境実態調査推進検討会
	24	・第二分科会			・環境委員会 LCI-WG
	29	・技術委員会 ATBC-WG		26	・第二分科会
	30	・環境省 / SPEED'98改訂WG		27	・ポリ衛協 / 定時総会
				27~ 28	・日本食品化学学会 / 総会・学術大会
12月	1	・技術委員会 ATBC-WG	5月	9	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会
	6	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会		11	・技術委員会 ATBC-WG
	8	・日本食品包装研究協会 / 研究例会		17	・環境省 / 化学物質の内分泌かく乱作用検討会
		・環境委員会 LCI-WG		18	・ブラ工連 / 定時総会
	9	・ブラ工連 / 広報委員会		20	・技術委員会
	13	・技術委員会 ATBC-WG打合せ		24	・家庭用ラップ技術連絡会 / 幹事会、定時総会
	21	・技術委員会 ATBC-WG打合せ		25	・環境委員会
		・第二分科会		30	・経産省 / 内分泌かく乱作用検討小委員会
	24	・技術委員会 ATBC-WG		31	・第二分科会
	27	・塗剤・コート部会			
2005年			6月	1	・ブラ処理協 / 関係業界団体連絡会
1月	11	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会		2~ 3	・技術委員会 ATBC-WG
	13	・技術委員会 ATBC-WG			・塗剤・コート部会
	14	・環境省 / 生態影響評価検討会		6	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会
	17	・ポリ衛協 / 衛協懇和会		7	・ブラリサイクル推進協 / 通常総会
	18	・技術委員会 ATBC-WG		8	・紙リサイクル推進協 / 定時総会
	24	・技術委員会 ATBC-WG		17	・技術委員会 ATBC-WG
	28	・第二分科会		20	・第二分科会
				23~ 25	・日報イベント / 札幌パック 2005
2月	2	・ブラ処理協 / 関係業界団体事務局連絡会	7月	4	・17年度理事会、第29回定時総会
		・技術委員会 ATBC-WG打合せ		6	・技術委員会 ATBC-WG
	3	・広報分科会		7	・環境委員会 LC打合せ
	7	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会		11~ 19	・欧州規制状況調査
		・技術委員会 ATBC-WG		14	・塗剤・コート部会
	8	・塗剤・コート部会		27	・技術委員会 ATBC-WG
	9	・経産省 / 内分泌かく乱化学物質検討小委員会		28	・第二分科会
	15	・第一分科会			
	16	・第二分科会	8月	1	・内閣府 / 消費者団体訴訟制度説明会
	24	・ブラ工連 / 広報委員会		4	・環境省 / ExTEND2005推進検討会
				8	・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会
3月	2	・技術委員会 ATBC-WG		10	・環境委員会 LCI-WG
	7	・技術委員会		11	・技術委員会 ATBC-WG
		・ブラ工連 / プラスチック加工懇談会		12	・環境省 / 生態影響検討会
	8	・技術委員会 ATBC-WG打合せ			・総務・技術合同打合せ
	9	・環境委員会		29	・第二分科会
	11	・技術委員会 ATBC-WG		30	・塗剤・コート部会
	16	・厚労省 / 薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会		31	・技術委員会 ATBC-WG
	24	・技術委員会 ATBC-WG打合せ			
		・第二分科会			
	25	・塗剤・コート部会			
	29~ 31	・薬学会 / 年会			
	30	・技術委員会 ATBC-WG			

9月	5	・プラ工連 / プラスチック加工懇談会	11月	11	・技術委員会 ATBC-WG	
	6	・環境省 / ExTEND2008作用影響評価検討会		18	・技術委員会 ATBC-WG打合せ	
	7	・プラ処理協 / 関係業界団体事務局連絡会			・環境省 / 廃棄物・リサイクル部会	
	7~ 10	・日報イベント / 2005NE環境展			・広報分科会打合せ	
	15	・技術委員会 ATBC-WG		24	・技術委員会 ATBC-WG	
	16~ 17	・総務委員会・技術委員会合同会議		12月	1	・環境委員会 LCI-WG打合せ
	20	・経産省 / 容器包装リサイクルWG			5	・プラ工連 / プラスチック加工懇談会
	22	・環境委員会 LCI-WG			6	・環境省 / 廃棄物・リサイクル部会
	26	・第二分科会				・第二分科会
	28	・技術委員会 ATBC-WG打合せ			9~ 10	・塗剤・コート部会
10月	3	・環境省 / 廃棄物・リサイクル部会	12		・総務・広報打合せ	
	4	・広報分科会	15		・経産省 / 容器包装リサイクルWG	
	6	・経産省 / 容器包装リサイクルWG			・技術委員会 ATBC-WG	
	11	・プラ工連 / プラスチック加工懇談会	18		・環境省 / 環境円卓会議	
	14	・技術委員会 ATBC-WG	19		・環境省 / 廃棄物・リサイクル部会	
	17	・環境委員会 LCI-WG	21	・広報分科会		
	19	・技術委員会 ATBC-WG	22	・第一分科会		
	20	・プラリサイクル推進協 / 容リ法自主行動計画策定打合せ		・環境省 / 廃棄物・リサイクル部会 合同		
	26	・プラ衛生連絡会 / 定例連絡会		・経産省 / 容器包装リサイクルWG 会合		
		・プラ工連 / 広報委員会	2006年			
27	・塗剤・コート部会	10月		10	・プラ工連 / プラスチック加工懇談会	
28	・環境委員会 LCI-WG打合せ	16		・技術委員会 ATBC-WG		
30	・環境省 / 内分泌かく乱作用検討会	18		・第二分科会		
11月	2	・プラ処理協 / 関係業界団体事務局連絡会		19	・広報分科会	
		・第二分科会		24	・第一分科会	
	7	・プラ工連 / プラスチック加工懇談会				
	8	・環境省 / 廃棄物・リサイクル部会				
	10~ 12	・日報イベント / 福岡バック 2005				

下線付は当協議会主催

加 盟 会 社（五十音順）

旭化成ケミカルズ株式会社	シールドエアージャパン株式会社
旭化成ライフ＆リビング株式会社	ダイセルバリューコーティング株式
岡田紙工株式会社	会社
関東電化工業株式会社	東セロ株式会社
株式会社クレハ	東タイ株式会社
クレハプラスチック株式会社	日本ソルベイ株式会社
株式会社興人	フタムラ化学株式会社
サランラップ販売株式会社	ユニチカ株式会社

ビニリデン協だより 71号

2006年 2月発行

塩化ビニリデン衛生協議会 〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-7 山形ビル

Phone:03-3591-8126

Fax:03-3591-8127

ホームページ :<http://www3.ocn.ne.jp/~vdkyo/>